

## 会費振込手数料の負担について：お詫びとお願い

理事長 阿部昌樹

2017年9月1日

ご案内のとおり本年4月に学会事務委託先を変更しましたが、そのことに伴い、会費払込手数料の負担に関する取扱いに変更が生じ、会員の皆様にお願ひするご負担が増えることが今般明らかとなりました。以下、経緯をご説明しますとともに、お詫びとともにご了解を乞う次第です。

日本法社会学会では従来、会費払込にかかる手数料は会員ではなく学会が負担することとしており、毎年の予算にも「振込払込費」として当該費用を計上してきました。このような取扱いは、学会事務を大学生協学会支援センターから一般社団法人学会支援機構へと変更したうえでもなお維持することを事務局として想定しており、本年3月に事務局と学会支援機構との間で実施した委託引継ぎにかかわる打合せの際にも、事務局から学会支援機構に確認を行ない、そのうえで、従来の取扱いを維持できるものと事務局としては考えていました。ところが、7月に実施しました会費請求の際には、ご承知のとおり、会員のかたが手数料を負担するという形での請求が行なわれることとなりました。

そこで、事務局から学会支援機構に問い合わせたところ、3月の打合せの際に双方の理解に齟齬が生じたと思われること、かつ、学会支援機構においては事務処理上の要請から会費払込手数料の負担者を会員に限定していること、が明らかになりました。従って、学会事務委託先の変更に伴い、実際には会費払込手数料分の会員負担が増加することが不可避であったわけです。しかるに、事務局としては、従前の方式が維持されると考えていたため、会員負担の増加につき本年5月の総会においてお諮りせず、また、従来どおり今年度予算に振込払込費を計上した次第です。学会支援機構との打合せの際に、より慎重に確認を行なえば防ぐことができたことであり、不手際と、その後の手続上の瑕疵につき、心よりお詫び申し上げます。また、7月の会費請求の際に払込手数料の負担を求められたことにつき、不安の念をいただかれた会員のかたにおかれましては、ご心配をおかけすることとなり申し訳ありませんでした。

今後についてですが、上述のとおり、現在の事務委託先である学会支援機構の事務手続上の要請から、今年度より、会費払込手数料は会員のかたにご負担いただくこととなります。来年度の会員総会におきまして、そのことを、今年度についても含めて遡及的にご承認いただければ、と存じます。どうかよろしくご了解くださいますよう、お願ひ申し上げます。

また、このことに伴い、従前は学会が負担していた会費払込手数料に相当する額を学会が負担しないことになり、会費収入の余剰分が従来に比して増加することとなります。その分にかかる取扱いにつきましては本年10月に開催される理事・監事会において審議したうえで原案を定め、1月に発行する学会報108号でお示しして、会員の皆様からのご意見を募ったうえで、最終案を来年5月の会員総会においてお諮りすることとさせていただければ、と存じます。

以上、会費払込手数料の負担者の変更にかかる経緯をご説明申し上げます。あわせて、不手際をお詫び申し上げますとともに、ご了解賜わりますようお願い申し上げます。

## 会員の皆さまへ

前期理事長 佐藤岩夫

詳しい経緯は新理事長より報告の通りですが、前期の最後である今年4月に行った学会事務委託先の変更の結果、会費納入に伴う会員の負担が増えることとなりました。かねて学会報等でお知らせの通り、学会事務委託先の変更自体は、従来の委託先の業務終了に伴うやむを得ないものであり、また、新しい事務委託先への事務引き継ぎに際しては、会員の不利益は極力避けるとの基本方針の下、会費の納入については従来の方法を維持することを当然の前提に作業を進めて参りました。しかし、新しい事務委託先では会費払込手数料分が会員の負担となるシステムであることへの注意を欠いたため、このことにつき本来必要であった理事会での検討および今年5月の会員総会での説明・提案を行うことなく現在の状況に至りました。このような事態を招いたことにつき、学会の適切な運営に責任を負う立場にあった者として大変申し訳なく、会員の皆さま、また今期の理事長・事務局には深くお詫びを申し上げる次第です。

この問題の今後の扱いは、新理事長より提案の通り、10月に開催予定の理事会の検討を経て最終的には来年5月の会員総会において所要の説明および提案を申し上げることになります。会員の皆さまには、あらためてお詫びを申し上げるとともに、今期理事会の今後の対応にご理解とご協力をお願い申し上げます。